

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会補助金交付要綱

昭和60年4月30日制定

昭和61年3月11日一部改正

昭和62年5月30日一部改正

昭和63年6月30日一部改正

平成元年10月24日一部改正

平成2年7月31日一部改正

平成3年3月14日一部改正

平成5年7月1日一部改正

平成10年4月1日一部改正

平成11年4月1日一部改正

平成12年2月21日一部改正

平成12年4月7日一部改正

平成12年4月20日一部改正

平成15年5月21日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

[保健福祉部保健福祉総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の運営及び協議会が行う社会福祉事業に対する補助金の交付について、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和43年郡山市条例第16号。以下「条例」という。）及び郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 この補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業であつて当該事業に要する経費のうち、別表に定める補助基準の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 協議会の運営に要する費用のうち役員及び事務局職員の人件費並びに光熱水費に要

する経費

- (2) 社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員及び福祉活動専門員設置要綱（平成11年4月8日付け社援第984号厚生省社会・援護局長通知）に基づく福祉活動専門員の設置に要する経費
- (3) 地区社会福祉協議会の運営に要する経費
- (4) 福祉バスの管理及び運営に要する経費
- (5) 協議会のボランティア基金の設置に要する経費
- (6) 地域福祉センターの整備及び運営に要する経費
- (7) 協議会の福祉基金に積み立てる資金
- (8) 地区社会福祉協議会の在宅福祉サービス部会が実施する事業で次に掲げるものに要する経費
 - ア 食事サービス事業
 - イ いきいきサロン事業
 - ウ 友愛訪問サービス事業
 - エ 福祉マップ作成事業
 - オ 介護支援事業
- (9) 訪問介護事業、訪問入浴介護事業及び居宅介護支援事業に要する経費

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿及び定款
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の内容変更等の手続き)

第4条 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、補助金等内容変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助事業対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(実績報告)

第5条 補助事業者等は、規則第14条第1項の規定に基づき、補助事業完了の日から60日以内に補助事業等実績報告書を市長に提出し、補助事業の成果を報告しなければならない。この場合において、当該報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により補助金の交付額の確定の通知を書面により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合又は確定額が交付決定額と同額である場合は、省略する。

(会計帳簿の整備)

第8条 補助事業者等は、補助金等の収支を記録した会計帳簿及びその他の関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなけ

ればならない。

附 則

この要綱は、昭和60年4月30日から施行し、昭和60年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年3月11日から施行し、昭和60年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年5月30日から施行し、昭和62年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月30日から施行し、昭和63年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成元年10月24日から施行し、平成元年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成2年7月31日から施行し、平成2年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成3年3月14日から施行し、平成2年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行し、平成5年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月21日から施行し、平成11年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月7日から施行し、平成12年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月20日から施行し、平成12年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成15年5月21日から施行し、平成15年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 対 象 経 費 | 基 準 額 | 補 助 額 等 |
|--|--|---------------------------------------|
| <p>協議会の運営に要する費用のうち役員及び事務局職員の人件費並びに光熱水費に要する経費</p> | <p>1 人件費</p> <p>(1) 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程第2条第1項の規定に基づく報酬並びに第3条第1項の規定に基づく報酬及び通勤手当</p> <p>(2) 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 職員給与規程第2条第1項並びに社会福祉法人郡山市社会福祉協議会嘱託職員等の雇用に関する規程第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づく給与</p> <p>(3) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第31条第4項の規定に基づく事業主負担額</p> <p>(4) 健康保険法（大正11年法律第70号） 第161条第1項の規定に基づく事業主負担額</p> <p>(5) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号） 第82条第1項の規定に基づく事業主負担額</p> <p>(6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第69条第2項の規定に基づく拠出金</p> <p>(7) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款第10条第1項の規定に基づく掛金</p> <p>(8) 公益財団法人郡山市健康振興財団等との業務委託契約に基づく職員健康診断に要する経費</p> | <p>対象経費から基準額の各号に掲げる経費に係る収入額を控除した額</p> |

| | | |
|-----------------------------------|--|----------------------------|
| | <p>(9) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第35条第2項の規定に基づく一般拠出金</p> <p>(10) 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社郡山市勤労者互助会運営規程第8条第1項の規定に基づく郡山市勤労者互助会の会費</p> | |
| | 2 光熱水費 | 実費相当額 |
| 福祉活動専門員の設置に要する経費 | 1 人件費（事務局職員の人件費に要する経費に係る基準額に準ずる。） | 事務局職員の人件費に要する経費に係る補助額等に準ずる |
| | 2 活動費 旅費及び事務経費（備品費、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費等） | 55,000円を限度として市長が認める額 |
| 地区社会福祉協議会の運営に要する費用のうち職員の人件費に要する経費 | <p>1 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会嘱託職員等の雇用に関する規程第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づく給与</p> <p>2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第31条第4項の規定に基づく事業主負担額</p> <p>3 健康保険法第161条第1項の規定に基づく事業主負担額</p> <p>4 厚生年金保険法第82条第1項の規定に基づく事業主負担額</p> <p>5 子ども・子育て支援法第69条第2項の規定に基づく拠出金</p> | 2分の1 |

| | | |
|-----------------------------------|--|--|
| | <p>6 公益財団法人郡山市健康振興財団等との業務委託契約に基づく職員健康診断に要する経費</p> <p>7 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第2項の規定に基づく一般拠出金</p> <p>8 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社郡山市勤労者互助会運営規程第8条第1項の規定に基づく郡山市勤労者互助会の会費</p> | |
| 福祉バスの管理及び運営に要する経費 | 協議会が所有する福祉バスの管理運営及び運行に要する経費 | 予算の範囲内で定める額 |
| 協議会のボランティア基金の設置に要する経費 | ボランティア基金積立金 | 予算の範囲内で定める額 |
| 地域福祉センターの整備及び運営に要する経費 | 地域福祉活動の拠点となる地域福祉センターの整備及び運営に要する経費 | 予算の範囲内で定める額 |
| 協議会の福祉基金に積み立てる資金 | 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会福祉基金積立金 | 予算の範囲内で定める額 |
| 地区社会福祉協議会の在宅福祉サービス部会が実施する事業に要する経費 | 地区社会福祉協議会の在宅福祉サービス部会が実施する事業のうち食事サービス事業、いきいきサロン事業、友愛訪問サービス事業、福祉マップ作成事業及び介護支援事業に要する経費 | <p>1 均等割</p> <p>1 地区 40,000円</p> <p>ただし、郡山地区社会福祉協議会については、1支部につき40,000円とする。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | | <p>2 世帯割</p> <p>地区社会福祉協議会の4月1日現在の加入世帯1世帯につき16円</p> |
| <p>訪問介護事業、訪問入浴介護事業及び居宅介護支援事業に要する経費</p> | <p>1 ホームヘルプサービスセンターの管理部門職員の人件費</p> <p>(1) 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会職員給与規程第2条第1項並びに社会福祉法人郡山市社会福祉協議会嘱託職員等の雇用に関する規程第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づく給与</p> <p>(2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第31条第4項の規定に基づく事業主負担額</p> <p>(3) 健康保険法第161条第1項の規定に基づく事業主負担額</p> <p>(4) 厚生年金保険法第82条第1項の規定に基づく事業主負担額</p> <p>(5) 子ども・子育て支援法第69条第2項の規定に基づく拠出金</p> <p>(6) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款第10条第1項の規定に基づく掛金</p> <p>(7) 公益財団法人郡山市健康振興財団等との業務委託契約に基づく職員健康診断に要する経費</p> <p>(8) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第2項の規定に基づく一般拠出金</p> | <p>対象経費から基準額の各号に掲げる経費に係る収入額を控除した額</p> |

| | |
|---|----------------------------------|
| <p>(9) 公益財団法人郡山市文化・学び振興 公社郡山市勤労者互助会運営規定第8条 第1項の規定に基づく郡山市勤労者互助 会の会費</p> | |
| <p>2 情報処理機器のリース料</p> | <p>予算の範囲内で 定める額</p> |
| <p>3 4月1日から6月30日までの期間にお ける訪問介護事業、訪問入浴介護事業及 び居宅介護支援事業に要する経費（上 記1及び2に掲げるものを除く。）の実支 出額から4月1日から6月30日までに 当該事業に基づく実収入額を控除した額</p> | <p>基準額で算出し た額</p> |